



平成30年5月18日

各 位

会社名 株式会社 MARUWA  
代表者 代表取締役社長 神戸 誠  
(コード番号 5344 東証・名証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 及位 環  
(TEL 0561-51-0839)

### 定款一部変更及び取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、定款一部変更及び取締役の報酬額改定について、平成30年6月26日開催予定の第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

当社は地域社会に貢献していく企業であり続けたいとの思いから、芸術文化支援を積極的に行いたいと考えます。つきましては、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更定款
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～7. (条文省略) (新設) 8. (条文省略)	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～7. (現行どおり) 8. <u>文化・研究・芸術・スポーツ等の振興および国際交流・地域交流事業の企画・立案・実施等</u> 9. (現行どおり)

##### (3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成30年6月26日(火)

定款一部変更の効力発生日 平成30年6月26日(火)

## 2. 取締役の報酬額改定

当社の取締役の報酬額は、平成13年6月26日開催の第28期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般は、取締役が当社の業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める観点から、報酬を機動的かつ実効的に支払う必要があること、また、東京証券取引所市場第一部上場企業として取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮して、取締役の報酬額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と改定する議案を本株主総会に付議いたします。

また、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

以 上